

山梨県信用保証協会の信用保証料に対する補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県内中小企業者の資金の円滑化と負担の軽減を図るため、山梨県信用保証協会（以下「協会」という。）が信用保証料について軽減した場合、その軽減分の補填として、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 前項の規定による交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付対象信用保証料)

第2条 第1条の規定による補助金の交付は、次に掲げるものを対象とする。

- 一 小規模企業者小口資金（緊急小口資金を含む。）及び市町村小口資金（緊急小口資金を含む。）（以下「小口資金等」という。）に係る保証
- 二 事業促進融資、小規模企業サポート融資、起業家支援融資、事業承継支援融資、新分野進出支援融資、成長やまなし応援融資、企業立地促進融資、医療機器関連産業支援融資、観光産業振興融資、経済変動対策融資（不況業種対策関係、経済危機・災害復旧関係（山梨県商工業振興資金融資制度要綱別表1に規定する融資対象1及び3に限る。）に限る。）及び新型コロナ・物価高騰対応経営再生融資（経済変動対策融資（不況業種対策関係（令和2年3月2日以降に山梨県信用保証協会が保証申込を受付した融資に限る。））、経済危機・災害復旧関係（山梨県商工業振興資金融資制度要綱別表1に規定する融資対象1（令和2年3月2日以降に山梨県信用保証協会が保証申込を受付した融資に限る。）及び3（令和2年3月13日から令和3年12月31日までに山梨県信用保証協会が保証申込を受付した融資に限る。）に限る。）に限る。）及び新型コロナウイルス感染症対策関係（以下「コロナ関連融資」という。）からの借換に限る。（コロナ関連融資とそれ以外の山梨県商工業振興資金による融資を一本化した借換を含む。））に係る保証

(補助金額)

第3条 補助金額は、協会が第2条に掲げる資金に係る信用保証料のうち中小企業者に対し軽減した部分とし、次の方法で算出した額の範囲内で交付するものとする。

- 一 小口資金等の信用保証料に係る補助額は、保証債務額に対する信用保証料額の4分の1相当額の範囲内とする。ただし、当該信用保証料が協会と金融機関とが適切な責任共有を図る責任共有制度によるものについては、別表1に掲げる保証料率の区分に応じた信用保

証料を当該区分の保証料率で除し、さらに当該区分の下欄の補助率を乗じて得た額の範囲内とする。

二 第2条第1項第2号に規定する保証に係る補助額は、保証債務額に対する信用保証料額の2分の1相当額の範囲内とする（起業家支援融資において、スタートアップ創出促進保証制度を付ける場合に上乗せとなる保証料については当該信用保証料額から除く。）。ただし、新型コロナウイルス感染症関連借換融資の保証に係る補助額は、保証債務額に対する信用保証料額の10分の10相当額の範囲内とする。

（補助金の交付申請）

第4条 協会が補助金を受けようとするときは、補助金交付申請書（別紙様式1）に事業見込書（別紙様式2）を添付して知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第5条 知事は、第4条により提出された申請書を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、協会に通知するものとする。

（実績報告書）

第6条 協会は、規則第12条の規定により、実績報告書（別紙様式3）を翌年度の4月10日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第7条 知事は、第6条の報告書が第5条の交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金を交付するものとする。

（書類の保存）

第8条 協会は、この補助事業の収支にかかわる帳票及び証拠書類を整備し、当該補助事業完了の翌年度から起算して5年間これを保存しておかななければならない。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成4年11月2日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成6年10月14日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成7年4月3日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成7年7月3日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成15年7月14日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成26年4月4日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱の一部改正は、令和元年7月9日から施行する。

2 この要綱の一部改正による第2条第2項及び第3条第2項の規定は、令和元年7月9日以降になされた融資について適用し、同日前になされた融資については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱の一部改正は、令和2年3月23日から施行する。

2 この要綱の一部改正による第2条第2項及び第3条第2項の規定は、令和2年3月2日以降になされた融資について適用し、同日前になされた融資については、なお従前の例による。

附 則

この要綱の一部改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和4年3月4日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和5年1月10日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1

責任共有制度の基準保証料率及び補助率									
保証料率	0.45%	0.60%	0.80%	1.00%	1.15%	1.35%	1.55%	1.75%	1.90%
補助率	0.10%	0.125%	0.175%	0.225%	0.2375%	0.275%	0.325%	0.375%	0.40%

別紙様式 1

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

山梨県信用保証協会長 印

年度信用保証協会保証料補助金交付申請書

このことについて、県内中小企業者の負担する保証料を軽減したので、補助金
円を交付されますよう山梨県補助金等交付規則第 4 条及び山梨県信用保証協会の信用保証料に対する補助金交付要綱第 4 条の規定により事業見込書を添えて申請します。

年度信用保証料軽減事業見込書

(融資名)

(単位:円)

	保証債務額		信用保証料		保証料軽減額	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
融資名						
計 (a)						
年度中の返戻信用保証料に係る補助金相当額 (b)						
合計 (a-b)						

山梨県知事 殿

山梨県信用保証協会長 印

年度信用保証料軽減実績報告書

このことについて、別添信用保証料補助金計算書のとおり保証料を軽減したので山梨県信用保証協会の信用保証料に対する補助金交付要綱第6条の規定により報告します。

1	小規模企業者小口資金（緊急小口資金を含む） 及び市町村小口資金（緊急小口資金を含む） 信用保証料軽減額	金	円
2	事業促進融資 信用保証料軽減額	金	円
3	小規模企業サポート融資 信用保証料軽減額	金	円
4	起業家支援融資 信用保証料軽減額	金	円
5	事業承継支援融資 信用保証料軽減額	金	円
6	新分野進出支援融資 信用保証料軽減額	金	円
7	成長やまなし応援融資 信用保証料軽減額	金	円
8	企業立地促進融資 信用保証料軽減額	金	円
9	医療機器関連産業支援融資 信用保証料軽減額	金	円
10	観光産業振興融資 信用保証料軽減額	金	円
11	経済変動対策融資 信用保証料軽減額	金	円
12	新型コロナ・物価高騰対応経営再生融資 信用保証料軽減額	金	円
	合 計	金	円